

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和8年5月1日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

生活保護業務用タブレット導入及び運用・保守業務委託

#### (2) 業務内容

本件業務は、生活保護業務用タブレットの調達およびシステムの導入、それに伴うプロジェクト管理及び運用・保守等を委託するものである。詳細は、説明書及び別紙提案要求仕様書のとおり。

#### (3) 履行期間

##### ① 移行業務

始期：契約締結の日

終期：システム稼働日の前日（令和8年9月30日）まで

##### ② 運用・保守業務

始期：システム稼働（令和8年10月ごろ）

終期：始期から12か月を経過する日（令和9年9月30日）まで（予定）

※各年度において予算配当を条件とする。

※運用・保守業務の契約は長期継続契約を想定するが、別途区との協議により決定する。

※運用・保守業務の契約に係る区の歳出予算の削減があった場合、または履行状況が不良であった場合は、当該契約を変更または解除することができるものとする。

### 2 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たすこと。

なお、共同提案による参加（コンソーシアム）の場合は、(1)は代表企業となる事業者が条件を満たすことで足りるものとし、(2)から(10)については全ての構成員が満たすこととする。

(1) 人口20万人以上の自治体において、基幹系システムの導入及び運用・保守の契約実績を有する事業者であること。

(2) ISO/IEC27001またはJIS Q 27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」認証を受けていること。

(3) ISO9001及びCMMIレベル3以上の認証のいずれかの取得または同等の品質マネジメントシステムを確立していること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しないこと。
- (5) 区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者ではないこと。
- (9) 区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (10) 「生活保護業務用タブレット導入及び運用・保守業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

※委員： 嶋津 武則 北沢総合支所保健福祉センター所長

委員： 泉 哲郎 砧総合支所保健福祉センター所長

委員： 日高 雄三 DX推進担当部DX推進担当課長

上記の委員は公告時点のものである。委員の変更があったときは、区が参加表明書を受領した者に通知する。ただし、区による参加資格の確認や提案書の選定の結果、本委託契約の相手方として特定する予定のない事業者は除く。

### 3 提案書の提出者を選考するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

### 4 提案書を特定するための評価基準

選定にあたっては、次に掲げる内容を評価する。

- (1) 事業理解
- (2) 提案する機器およびシステムの概要・コンセプト等の的確性・優位性
- (3) 機能要件に対する基本方針の優位性、工程の明確性・妥当性、要件の充足度等
- (4) 非機能要件の充足度
- (5) 実施体制及びプロジェクト管理の妥当性
- (6) 情報システムの移行のスケジュール、想定リスクと対応策の有効性、区との役割分担の妥当性、移行困難データへの対応策の的確性
- (7) 操作研修実施に関する想定スケジュール・体制の妥当性、具体的な支援内容の有効性
- (8) 運用・保守に係る基本方針・考え方の妥当性と具体的なサービスの有効性、

制度改正対応に関する対応方針の有効性

(9) 追加提案の的確性・有効性

(10) 見積金額の妥当性

## 5 審査

提案書の形式等審査を通過した事業者のうち、特定は選定委員会により行うこととし、提案書、及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づいた採点の合計得点の最も高い提案者を特定する。

### (1) 審査会

書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査

※選定結果は、文書で通知します。

※提出書類の内容等について、必要に応じて説明を求める場合がある。

## 6 手続き等

### (1) 担当部課

世田谷区保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当

住 所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-35

世田谷区役所第2庁舎5階51番窓口

電 話：03-5432-2932 FAX：03-5432-3020

### (2) 事業説明書の交付期間、配布場所及び方法

期 間：令和8年5月1日（金）～5月20日（水）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：上記（1）にて配布

（世田谷区のホームページからダウンロード可（ページID：32694））

### (3) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

期 間：令和8年5月1日（金）～5月20日（水）【午後5時必着】

場 所：上記（1）に同じ

方 法：持参に限る

### (4) 提案書の提出期間、場所及び方法

期 間：令和8年5月22日（金）～6月15日（月）【午後5時必着】

場 所：上記（1）に同じ

方 法：持参または電子メールに限る

## 7 提案書に記載する項目、受領期限、提出場所及び方法

### (1) 提案書に記載する項目

システムの機能、セキュリティ対策等を踏まえ、以下の内容を記載する。

No	項目	記載内容
1	実施方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活保護業務の背景や課題に対する理解を示したうえで、本業務における実施方針を記載する</li> <li>2. 生活保護においてタブレットを使用するリスクや課題とその対応案を記載する</li> <li>3. 本業務において他事業者や区と調整が必要と想定される事項について、相手方別の調整内容とその際の留意事項を記載する</li> </ol>
2	提案する機器、システムの概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>4. 提案する機器、システムの概要、コンセプト、全体構成を記載する</li> </ol>
3	区の求める機能についての対応方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>5. 区の求める機能に対しての対応可否</li> <li>6. 区の求める機能を実装するにあたってのイメージ</li> <li>7. 区の求める機能を実装できない場合、レベルを下げるなどの代替機能を実装する場合はそのイメージ</li> </ol>
4	セキュリティに関しての方針、機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>8. セキュリティに関して、区の求める機能の実装イメージ。また、区の求める機能を実装できない場合には代替機能のイメージ</li> <li>9. 区の求める水準の他に実装している機能がある場合にはそのイメージ。</li> </ol>
5	実施体制及びプロジェクト管理	<ol style="list-style-type: none"> <li>10. 作業実施体制図及び開発に関わる要員の経験や保有資格を記載する ※世田谷区や他自治体での業務実績についても記載すること</li> <li>11. 本業務のプロジェクト管理の実施内容を記載する</li> <li>12. 本稼動開始までの工程及びスケジュールを記載する</li> <li>13. 区と受託者の役割・責任について記載する</li> <li>14. 進捗管理・課題管理・成果物の品質管理の方法等について記載する</li> </ol>
7	操作研修	<ol style="list-style-type: none"> <li>15. 操作研修に係る想定作業とスケジュール（全体スケジュールと想定開始可能時期）を記載する</li> <li>16. 操作研修に係る受託者と区の役割分担及び事業者のサポート体制を記載する</li> <li>17. 操作研修に係る具体的な支援内容（区職員に対するシステム操作研修、操作マニュアル整備）について記載する</li> </ol>

No	項目	記載内容
8	運用・保守	18. システムの運用・保守に係る基本方針・考え方を記載する 19. 運用保守における具体的なサービスについて記載する（サポート体制、問合せ対応、機器およびシステム障害対応、データバックアップ等） 20. 機器、またはシステムにおいて故障や不明点などのトラブルが発生した際の対応先、体制を記載する。
9	追加提案	21. 区の要求以外に、区にとって有効な提案があれば記載する ※追加提案については、提案金額の中に含まれない場合はその旨明記の上、提示可能な場合追加費用についても記載すること

## 8 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記6（1）に同じ
- (6) 世田谷区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (8) 提案者からの提出物は、世田谷区の所有とし、返却しない。また、世田谷区では、本件の目的以外に使用しない。
- (9) 本プロポーザルは、事業者の選定のみを目的とし、区は提案書の内容に拘束されないものとする。
- (10) 提案書が特定された事業者を本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とし、契約に向けての業務内容、契約条件等の協議を行う。詳細は、募集説明書による。